

天栄村農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年 7月19日(水) 午後3時00分から午後4時06分

2 開催場所 天栄村役場 庁議室

3 出席委員 (14人)

会 長	14番委員	後 藤	修
第1順位職務代理者	13番委員	小 針 久	司
第2順位職務代理者	12番委員	円 谷	要
委 員	1番委員	大 須 賀 溪	仁
	2番委員	星 あ き	子
	3番委員	車 田 義	行
	4番委員	真 船	衛
	5番委員	常 松 清	美
	6番委員	大 木 喜	寿
	7番委員	星 重	保
	8番委員	小 沼	勝
	9番委員	森 久	男
	10番委員	内 山 正	勝
	11番委員	神 尾	忠

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地使用賃借の合意解約について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請適否決定について

議案第2号 平成29年度農用地利用集積計画適否決定について

6 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 森 賢 一

農業委員会書記 鈴 木 政 則

事務局長 定刻になりましたので、次第により進行致します。開会を小針職務代理よりお願い致します。

小針職務代理 ただ今より、平成29年第7回天栄村農業委員会総会を開会致します。

事務局長 会長挨拶 後藤会長から挨拶を申し上げます。

会長 (後藤会長挨拶)

事務局長 天栄村農業委員会会議規則第4条により、会長が議長になることとなっておりますので、後藤会長よろしく申し上げます。

議長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます。ご協力の程を宜しくお願い致します。本日の出席委員は14名です。欠席委員はありません。よって天栄村農業委員会会議規則第6条の規定に基づき本委員会は成立しております。

次に、会議に入る前に議事録署名委員を指名致します。議事録署名委員については7番 星 重保委員、8番 小沼 勝委員の両名にお願い致します。

ただ今より議事に入ります。報告第1号「農地使用賃借の合意解約について」を議題と致します。No. 1からNo. 27まで関連がありますので一括して事務局より説明を求めます。

事務局 (議案書1～31ページを朗読)

議長 事務局からの説明がおわりましたので、皆様から、ご意見、ご質問がある方は挙手願います。

小針委員 ■■■■■さんが辞めるということですね。

事務局長 ■■■■■さんは、今から3年位前にほぼ活動していない状況になっております。今回、■■■■■さんの後を引き継いでくれるという方が現れまして、牧場自体はそのままの名前で残るような形をとるのですが、任命者が変わるということで、代表理事以降、全ての役員が変わるという形になりますので、今度改めて新しい役員との契約ということになりますので、旧契約を一旦解約して、説明会を行って合意すれば、新しい契約者と契約をして、新しい契約者が■■■■■を引き継いで運営していくというような形で今、話が進んでいます。ですが、現在、新しい契約者については、会津の“■■■■■”の理事長が引き継ぎをやるということなのですが、面積的にかなり大きいということで、共同経営をしてくれる方がここに加わって■■■■■を再生していくということで話が進んでいます。その就労事業団体の理事長が6月中旬から少し体調をくずしまして、緊急で心臓の手術をして、全く地権者との話合いも出来ないような状態で、今現在、いつ説明会を行うのか、棚上げの状態になっております。そこがうまくいかなかった場合については、ここに、■■■■■さんが後10町歩位、土地を借りて広げてやりたい、というお話をもございますので、その話がまとまらなくなった場合は■■■■■

■さんが改めて地権者の方とお話し合いをして借りる借りないの話を
するという形で、今止まっている状態でございます。以上です。

小沼委員
事務局長

■さんで受けるわけではなかったのですか。

■さんについては、どうしても架かっている橋について、輪荷
重の軽い橋だそうで、12t以上の大きなバスを改造して運ぶものがあ
るのですが、それがそういう荷重に耐えられない構造の道とか橋につい
ては、■から許可が出ないらしいようです。それで橋につい
ては、実費でかけ直す以外ない状態になっています。両サイドに架かって
いるのですが、どちらも8t位の輪荷重の橋のようです。それもあるこ
とですし、道についても、施設まで行く道が軽トラ1台やっと通れる道
ですので、拡張するための道を確保するのがちょっと難しいということ
で、こちらについては、自己資金を投入してまで、橋をかけて新たに道
を作って、というようなことは出来ません、ということで断りがありま
した。その後、会津の■さんからお話しがあつて、どうす
かという形で地権者と説明会をして、■さんご本人にも来て頂いて、
こういう訳で経営を断念し、こちらに移したいというお話を頂いて地権
者の方にはご納得いただくということになっております。

小沼委員
事務局長

もう一つよろしいですか。■さんは、いろいろ地元的には問題があ
つたというような話を聞いたことがあるのですが、今度の会津の就労事
業団、それは何をやる会社なのですか。

もともと会津の方でホースセラピーの公認牧場を経営しています。そ
の他に身体障害者の雇用の場を提供するというので、農業も行ってお
りまして、身障者を連れてきて1時間ないし2時間の作業をして頂いて
賃金をお支払いしている、というような福祉をやっている事業団になり
ます。それで、会津では雪が、坂下町なのですが、雪があまりに深くて
4か月5か月もできない状態になってしまっているということで、会津
からこちらの中通り、白河からこの辺にかけて場所を探しているのだと
いう話がありまして、■さんが現在休んでいるようなので、どう
ですかということで、私の方で■さんに連絡をして、お互いに連絡を
取り合つて、ということになったような形です。

小沼委員
事務局長
小沼委員

それともう一つ、■さんですか、■さんにすれば■にすれ
ば農地にしなくてはならないでしょ。

農地ですね。

あそこで作物を作るということになるのでしょ。全然用途が違つてく
るのではないですか。

事務局長

用途が違ってきます。今まで細かい畑が一杯あつて、段差があつたの
ですが、■さんの方で使いづらいということで、均してしまったよう
です。それで、農地としては、一面農地として使えるという利点はある

ようです。ただ、土質の問題、野菜ですので水を嫌いますから、一度試しで耕してみ、それで土質的に良いようだったら借りたいという話にはなっております。それで、**林業**の方は、経営がちょっとできません、という話になれば**さん**という形で話をもっていく予定ではありません。

小沼委員

個人的には、地権者が儲かるという言い方もなんですが、地代収入でも入れるような状況であれば一番いいのかと思いますけれども。

事務局長

我々農業委員会としても、あのまま耕作放棄地化にしてしまいますと、税の方で、耕作放棄地に対しては固定資産税が1.8倍になってしまうということになりますので、それをなるべく防ぎたいので、農地は農地として利用していただきたいということで、あちこちお声かけして、出来ればそこで受けてもらって、農地として使っていただくのがベストなのかと、そこがダメならば、**さん**という形で、なるべく耕作放棄地を増やさないような策を講じていきたいということで私の方でちょっと動かしてもらっております。

小沼委員

わかりました。

議長

他に質問はございませんか。

(質問・意見なし)

議長

それでは異議なしと認め、合意解約について認めることに致しました。

(15:15 決定)

議長

続きまして、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を議題と致します。No. 1とNo. 2について関連がありますので事務局より一括して説明を求めます。

事務局

(議案書32～35ページを朗読)

会長

事務局からの説明が終わりましたので、ご意見、ご質問がある方は挙手願います。

(質疑・意見なし)

議長

意見、質疑なしと認めこちらは報告事項でございますので承認と致します。

(15:19 決定)

議長

続きましてNo. 3について事務局からの説明をお願い致します。

(議案書36～37ページを朗読)

議長

事務局からの説明が終わりましたので、皆様から、ご意見、ご質問がある方は挙手願います。

(質疑・意見なし)

議長

それでは質疑なしと認め、こちらは報告事項でございますので承認と致します。

(15:21 決定)

議 長 続きましてNo. 4について事務局からの説明をお願いいたします。
事務局 (議案書38ページを朗読)

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、皆様から、ご意見、ご質問がある方は挙手願います。
(質疑・意見なし)

議 長 それでは質疑なしと認め、こちらは報告事項でございますので承認と致します。

(15:23 決定)

議 長 続きまして議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請適否決定について」の件を議題と致します。No. 1について事務局から説明をお願いします。

事務局 (議案書39・41ページを朗読)

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、これより担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。担当委員は3番 車田委員より説明願います。

車田委員 今日、聞いて来ました。基盤整備の一番端の自分の家のすぐ目の前にあたる場所です。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 担当委員の説明が終わりましたので、ご意見、ご質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)

議 長 それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決致しました。

(15:30 決定)

議 長 続きましてNo. 2について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案書39・42ページを朗読)

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、これより担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。担当委員は11番 神尾委員より説明願います。

神尾委員 日曜日に譲渡人の■■■■さんに確認して参りました。事務局の説明どおり、小さい、41㎡という想像がつくと思いますが、真ん中あたりにあるらしいです。その■■■■さんとしては、非常にやりにくい、ついでに畝ってやるというような状態で、何年か前から譲ってというようなことは何度も言っていたのですが、ご先祖様からの耕作しているものだからというので、なかなか踏ん切れなかったということを譲渡人に■■■■さんが言って、それでお互い仕事がやりにくい面は省こうということで了解したそうです。以上でございます。

議 長 担当委員の説明が終わりましたので、ご意見、ご質疑のある方は挙手

事務局長

会社として経営しています。名前ではなく会社として。あくまでも
[redacted] というのは、前の [redacted] さんが経営主でしたが、運営
としては同じ形態をとっています。[redacted] さん、現在は [redacted]
[redacted] が入って、それが経営しているのですが、以前は [redacted]
さんの他に [redacted] さんというのが場所を間借りしてやっていました。
けれども今、その間借りをしている会社が無いだけで、[redacted] さん
だけが間借りして借りているという形です。[redacted] さんが経営主であっ
て [redacted] さん分と [redacted] さん分とあったのですけど。

円谷委員

結局、[redacted] というその会社というのは、なくすことは
できないのですよ。農地の関係があるから、どうしてもこれはいかしてお
かないといけないから、会社としては残しておかないといけない。[redacted]
[redacted] では本当はみんな買い取りたいのだけども、[redacted]
[redacted] でみんなやってしまうと農地の売買が出来なくなってしまう。[redacted]
[redacted] は所有権を申請していないのですよね。

事務局

[redacted] さんはしていないですね。

円谷委員

あくまでも [redacted] さんがそういう農地所有適格化法人にな
っているから出来る形になって、ただ、その今の [redacted] で働
いている人たちは皆 [redacted] さんの従業員、66人ですね。

事務局長

66人、たぶんそうです。

円谷委員

あくまでも [redacted] は、経営を任せて、親会社みたいにして
経営は [redacted] ということですね。

事務局長

簡単に言えば、[redacted] の子会社という形ですね。

円谷委員

その中身が私もわからなかったのですが、どうなっているのですか、
と確認はしましたが、名前はある、今は経営、作業関係は既にやっ
ているそうです。ただ、親会社が [redacted] で、だからその中身が
皆さんわからなかったのだらうと思って、質問しましたが、あくま
でも農地の売買の資格は [redacted] にはないものですから、[redacted]
[redacted] さんで、以前の [redacted] さんですか、土地の配置の決め方
を始めたのは。その継続で残しておかないと、あその土地が今度は契
約違反みたいになってしまう、撤退すれば。そういう状態になっ
てしまうと地権者の人が大変困ってしまいます。それでなくても以前はな
かなか賃料が貰えないというような問題もありましたので。今度は親
会社が大変すばらしい親会社ですから、支払いはたぶんしていると思
うのですが。あくまでもここに掛かっているのは農地だけですが、た
ぶん山林とかそういうのも入ってくると思うのですよ。山林は農業委
員会に掛かりませんから、雑地山林は。あくまでも農地に関するもの
だけ今回は上がってきたということなのですよ。だから農地として、
田んぼや畑としては活用できませんが、あくまでも牧場の敷地内に
整備されたものですか

ら、以前農業委員会で視察してきたところの直線コースの坂を作ったところ、あそこはいろいろ、会長の土地とかいろいろ入っているのですよ。そういう訳で、どちらにしろ、もともとは[]さんでは早く買い取りたかったという考えはあるのですよ。だから地権者は、小さい面積の人は売りますが、大きい面積をもっている人はなかなか無くしたくないという気持ちがあるみたいで、大きい面積の人はなかなかまだ契約を結んでいない、あくまでも売りたいという希望者だけが今回上がってきたということで、説明は事務局の言う通りですが、ただ、なぜ[]なのに[]が残っているのかということも私も半信半疑だったものですから皆さんもたぶん半信半疑だったのではないかなと、説明する上でその中身さえわかれば、土地の流動性もわかってくるのですが、そういう中でその売買に関しての問題は、別にないと思います。皆さん、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

神尾委員

申請がでたのはいつでしたか。一年も経たないうちに売買というのは話が出来ていたということですか、そのころから。

事務局

最初の申請ということですか。

事務局長

途中で更新しているはずですよ。

神尾委員

今度は売買に変わった、売買ではないのですか。

事務局

今回は売買です。前回は転用です。昨年9月が10月位に転用の案件でしたけども、その時はたぶん今回の方達は該当していない人たち、一緒の方はいらっしやらないと思います。

円谷委員

まちまちなのですね。転用と売買とまちまちになっているのでしょ。

神尾委員

この前の案件と同じかと思いましたが、違うのですね。

事務局

はい。

神尾委員

わかりました。

事務局

ちょうどそのとき、地権者説明会で、[]さんにお話を聞いたときに転用の案件があって、それから買い取りたいという意向が前からあったそうです。

円谷委員

転用できるところは転用で地権者はやりたいのですよ。個人転用となると[]さん、[]さんとは違って大元の話もできるのですよ。農地でなくなると山林とかはそうですからね、山林を持っている人は。だからやはり、あくまでも農地がかかってくるからこの[]さんは現状として残しておかなくてはならないということです。そうでなければ一切買って皆[]になってしまうのですよ。こういう風な案件があるから、そういう許可を貰っている団体、法人がないと農地ではとても難しい話がでてきてしまう。

小沼委員

それでは、農地を買うときは[]で買って、ということですか。

田谷委員 いや、だけど農地転用するときも[]としなくてはならない。

事務局長 []では買えないのですよ。

田谷委員 []では一切買えない。

小沼委員 土地が買えないのですか。

田谷委員 雑地、山林は買えます。

小沼委員 では、買ってしまえば後は[]に移動できるわけですね。

田谷委員 権利を持っている[]さんで農地を買って、それで農地転用の申請があがればね。それを今度は掛けなくてはならない。そして許可ができれば[]が買い取る

森 委員 []というのは、ちゃんと登記してあるのですか。

事務局長 登記してあります。もともと[]さんは個人経営です。会社組織ではなくて、[]という個人経営のところですので、適格化法人になれないのです。ですから、経営主はそれになるけれども[]の子会社的な形で[]を残さないとそこはやっていけないということで残っています。

議 長 他にございませんか。この際どうぞ。

大木委員 的外れな質問かもしれませんが、1号の合意解約の、1号議案の内容は今回の議案とは関連性は全く違いますよね。関係性はないですね。

事務局長 全く関係ないです。[]さんと違って今、小川の部落の南側にやっていない牧場があるのですが、そこが[]です。経営者が全く違います。

議 長 他にございますか。

(意見・質疑なし)

議 長 それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。ここで、議長を交代します。ご協力ありがとうございました。

(15:58 決定)

(小針職務代理が自席へ着席し、後藤会長が議長の席に着席)

議 長 続いて、議案第2号 「平成29年度農用地利用集積計画適否決定について」を議題と致します。No. 1について事務局より説明を願います。

事務局 (議案書44ページを朗読)

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。こちらの担当は9番 森 委員よりご説明願います。

森 委員 ■■■さんと■■■さんは親子関係でございます。たぶん年金の関係でこのような形になったと思います。問題は無いと思いますのでよろしくお願いいたします。

議 長 担当委員の説明が終わりましたのでご意見・ご質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議 長 それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

(16:02 決定)

議 長 続いて、No. 2について事務局より説明を願います。

事務局 (議案書44ページを朗読)

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。こちらの担当は6番 大木委員よりご説明願います。

大木委員 7月16日に■■■さんに確認しましたところ、東部地区なのですが、あの辺にパイロット事業でおこした畑一帯を一手に借り受けまして野菜を作っています。特に何ら問題はありませんので、審議をよろしく願います。

議 長 担当委員の説明が終わりましたのでご意見・ご質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議 長 それでは質疑なしと認め、これより採決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決いたしました。

(16:04 決定)

議 長 以上をもちまして本日提出されました案件についての議事はすべて終了致しました。これをもちまして私の議長の席を降ろさせていただきます。大変ありがとうございました。

事務局長 皆様、慎重審議ありがとうございました。それでは、閉会を円谷職務代理よりお願い致します。

円谷職務代理 以上を持ちまして平成29年第7回農業委員会総会を閉会と致します。

天栄村農業委員会会議規則第13条第2項に規定により署名する。

平成29年7月19日

議長

後藤 修



7番委員

星 重 保



8番委員

小 沼 勝

